

平成27年第 1 回定例会

(第 3 日)

平成27年 3 月 9 日

平成27年第1回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成27年3月9日（月）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（17名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三浦純一	8	佐々木利正	15	古川昭二
2	石田昭弘	9	工藤竹雄	16	成田敏昭
3	原田淳	10	對馬實	17	佐藤雄
4	桑田公憲	11	齋藤政子	18	齋藤英仁
5	欠	12	—	19	—
6	大川登	13	齋藤律子	20	古川敏夫
7	小野敬子	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（1名）

5番 工藤輝昭議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	古 川 鉄 美	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	白 戸 照 夫
企 画 財 政 部 長	鳴 海 和 正	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	佐 藤 俊 英	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
経 済 部 長	奈 良 進	監 査 委 員 事 務 局 長	小 山 内 功 治
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
水 道 部 長	今 英 明	教 育 長	柴 田 正 人
尾 上 総 合 支 所 長	樋 口 正 博	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	鳴 海 景 文	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉		

午前10時00分 開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、6日目に引き続き一般質問を行います。
第5席、13番、齋藤律子議員の一般質問を許します。
齋藤律子議員の一般質問の方法は一問一答方式です。
自席において齋藤律子議員の一般質問を許可します。
13番、齋藤律子議員。自席でお願いいたします。

○13番
(齋藤律子議員)

おはようございます。
13番、日本共産党の齋藤律子です。
3月6日、金曜日に続いての一般質問2日目、最初の質問者となります。

どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に沿って一般質問を行います。

最初の質問は、新市建設計画の地域に密着した商業振興についてお尋ねをいたします。

新市建設計画は、平成17年度から平成32年度までの16カ年を期間と定めた長期的視点に立った計画ですが、平川市を建設していくための基本方針とその方針を実現するための施策及び財政計画で構成されています。その中に地域に密着した商業の振興がうたわれていますので、それをもとに質問を進めてまいります。

1点目は、コープあおもり平賀店の閉店について今後の対策を問う、このことについてお尋ねをいたします。

昭和48年、弘南生協の第1号店として、平賀駅に隣接する地に開店したコープあおもり平賀店は、40年以上地域住民に親しまれてまいりました。しかし、先月の2月20日、閉店をすることになりました。

今年の1月、コープあおもり平賀店に閉店のお知らせが貼り出されると、買い物客からは閉店後の買い物に対する不便さを訴える声や、これからの暮らしに不安を訴える会話がいたるところで交わされ、これからは歩いて買い物ができなくなる。日用品や食材など、毎日使うものが手に入らなくなる。高齢者の方々は、今度会う機会が減ることなど話し合っていました。

駅周辺のにぎわいは、平川市の顔と言えるものであり、市の活性化を象徴するバロメーターの一つとも言えます。閑散とした駅周辺は、市の顔にふさわしくないと思います。コープあおもり平賀店の閉店は、駅周辺商店街に与える影響や、地域住民の暮らしに与える影響が大きいものがあると考えられます。

駅周辺の活性化のため、今後の対策はどうあるべきか、市は今後の対策をどのように考えているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

2点目は、既存商店街のリニューアル化や商業拠点誘致についてお尋ねをいたします。

合併前に平賀・尾上・碓ヶ関合併協議会によって、ひと・地域・産業がきらめく新たな市を目指してということで作成された新市建設計画。この計画の46ページ中にある、「地域に密着した商業振興」の中に、次のように書かれています。

商店街活性化対策事業として既存商店街のリニューアル化など魅力ある商店街づくりを推進するとともに、新たな商業拠点誘致の実現に努めると書かれています。

平川市は平成20年5月、マックスバリュ平賀店など、大型店を誘致し、商業ゾーンの拡大を図ってまいりました。このままでは、駅周辺は閑散として、人通りが途絶えてしまいます。今後、商業誘致などにあたり、駅周辺、駅前周辺の振興に力を入れる必要があります。

○議長
○市長
(長尾忠行)

人口減少、高齢化等を視野に入れた分析をし、商店街活性化対策は今後を見据えた政策が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。市長、このことに対しても答弁をお願いいたします。

市長、自席で答弁願います。

おはようございます。

齋藤律子議員の新市建設計画の地域に密着した商業振興についてお答えをいたします。

まず、コープあおもり平賀店の閉店について今後の対策というようなこととございましたが、市といたしましても、長年親しまれてきましたコープあおもりが、経営改善を行い努力してきたにもかかわらず、平賀店閉店に至ったということは、まことに残念であると思っております。

いままで利用した人が困らないよう、コープあおもりでは、共同購入等の方法により、不便が生じないように努めているというふうに伺っております。そのことでひと安心はしておるところであります。土地の所有者である弘南鉄道では、新たな事業者を募集しているというふうにも伺っております。

今後、可能な部分については、市としても協力していきたいというふうに考えております。

次に、既存商店街のリニューアル化や商業拠点誘致についてであります。

魅力ある商店街づくりの実現については、商店街の意見を取り入れ、かつて旧平賀町の時代にもふれあいタウン平賀等を組織しながら、駅前商店街の活性化を図ってきたというふうに認識をしております。

ハード面では、現在、平賀駅前の歩道拡幅等整備や尾上商店街の街灯整備、ソフト面では、プレミアム商品券、空き店舗に対する家賃補助等を行ってまいりました。

今後においても、電線地中化や20%プレミアム商品券の発行、国の商店街活性化助成制度を紹介し、商店街活性化へ向けて支援していくところとさせていただきます。

また、平川市都市計画マスタープランにおいては、公共交通の拠点となるところで商業地域を指定しておりますので、それを堅持していくべきだというふうに考えております。以上であります。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

今後どうするか、どういう対策をするかということに対しては、積極的な答弁は、いまただけなかつたような気がしています。

いま言ったことで、いくつかについて質問させていただきます。

これは非常に難しい問題があつて、消費者の動向、そして営業努力、こういうものもいろいろあるわけですが、やはり市の顔であるその駅前周辺、駅周辺にこういう利用されてきた店舗が消えていくということ、これ大きな問題だと思っております。

そういうことで、いま市長がさまざまな政策を持って協力をできること

ろはしていくということですが、これではいつになるのか、大変こう心配しています。プレミアム商品券のことも述べてました。それから電線の地中化、それからイルミネーションも飾られるということでは、新年度からその方向も発表もされております。

ところが、にぎわいが無いところに、やはりぴかぴか光るイルミネーションがあっても、やはりそれはすぐわなない状況になると思うし、そういうことでは、やっぱり急いでですね、何か市のほうでも、弘南鉄道だけ、土地の所有者が努力するんじゃないで、手を打たないと大変なことになるのではないかと思っております。

そういうことで、いまの市長がおっしゃった施策が生かされるためにはですね、もう少し突っ込んだ答弁を聞きたいですが、いかがでしょうか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

これは、どこの商店街もそうなんですが、駅前商店街の活性化というのは、議員も御指摘のとおり、本当に難しい問題ではないかなというふうに思っております。

いわゆる郊外型の大型店が進出してきて以来、どこの都市、あるいは市町村においてでも、いわゆるかつての中心街のにぎわいというのはなくなってまいりました。これはある意味では時代の流れといえればそれまでかもしれないけど、なかなかこれを……例えばシャッター街を変えようとするような、そういう努力もそれぞれしてきたというふうに思ってます。

また、平川市でもこの平賀駅からこの市役所までの通りというのはメインストリートということで、さまざまな対応をいままでも、先ほども申し上げましたふれあいタウン平賀構想等でも道路を拡幅して、あるいはまた新しい店舗をつくってというふうな形でやってきましたが、なかなかその新しい商店が張りつくとか、そういうところは難しいというような状況が続いております。

その対応を積極的にというような御指摘だというふうに思いますが、特に今回、コープ平賀店がなくなったということは、私どもも残念ではありますが、それに代わるものを、じゃあそこに市として誘致するとかそういうふうなことになる、なかなかこれもまた議員御指摘のように難しい問題ではないかなというふうに思っております。

ただ、幸いなことに、先ほど御答弁申し上げましたように、いわゆるコープ平賀店のほうで宅配的なことをやりながら、消費者にこう不便をおかけしたくないというようなことを、事業を展開されるというようなことでありますので、そういう意味では一つひと安心はしているところではありますが、新たなその商店の誘致というのは、これからさまざま努力はしてまいりますけれど、そう簡単に一朝一夕に誘致ができるものではないと思っております。

ただ、高齢者の方々の、いわゆる買い物弱者と言われることもありますけれど、そういう方々に対する配慮というのもやっぱり、これから市とし

○議長

○13番

(齋藤律子議員)

でも考えていかなければならないのかな、というふうには考えております。

13番、齋藤律子議員。

なかなかすぐには思いだった施策は生まれてこない。そうかもしれませんが、いま宅配で対応すると、こういうことを私も聞いているわけです。

ただ、宅配だと外へ出て歩かなくてもよいことになります。やっぱり、高齢者は特に外へ出て歩く機会を増やしてあげなければならないと思っています。そういう意味で宅配で対応することは、重いものとかそういうことは、大変これ便利なものですが、やっぱりお互いお友達との交流をつくったりする、そういうコミュニティというのが失われていくと思います。

そういうことから、やはりこう民間でもいいです。いろいろ募って、そういうコミュニティの場にあの地域をできたら、あの建物を活用したらとこう訴える市民がたくさんおります。

そういうことでいま、どこの自治体を見ても、歩いて行ける距離のコンパクトシティがすごくこう、にぎわいを見せているわけです。やっぱり高齢者を外に出すということも、これ大きな施策の一つじゃないでしょうか。

デイサービス的なことがあったらまた、そういうところであればですね、駅前に集まってきて血压測ったり、そしてお茶を飲む場所があったらお茶を飲む。そこには毎日使う、その日配のもの、牛乳とかパンとか。それから日用品。そういうものが手に入るような小さな売り場面積もまずあったらいいのではないかなと。そういうことをいろいろこう関心のある方は提案をしております。

そういうことからもう少し、この場所ではなかなか意見を、議論を突き合わせることはできませんが、そういうことも市長は真剣にこれから考えていただいて、新市の建設計画に沿った形での解決を求めます。

次に、2番目の質問に移ります。

2番目の質問は、尾上分庁舎の利活用についてお尋ねをいたします。

1点目は、平成26年8月版の平川市新本庁舎建設基本方針についてお尋ねをいたします。

平成26年8月に平川市新本庁舎建設基本方針が公表されました。その中で、基本計画策定に際しては、市民で組織する支所のあり方検討委員会や平川市本庁舎建設検討委員会の設置やパブリックコメント、市民向け懇談会、説明会を行い、市民の声を最大限取り入れることとしてうたっています。

このことに関連し、先般、報道で市民で組織する検討委員会より、尾上分庁舎機能を新本庁舎に集約するとした、市の提案を了承する旨の支所のあり方に関する検討報告書が提出されたとの報道を知りました。

今後、尾上分庁舎の具体的な利活用について検討を進めていくと思いますが、このことに関しては少しでも多くの市民の声、特に尾上地区の住民の声を聞いていただきたいと願っています。例えば、市民で組織する検討

委員会を設置したり、また、意見箱を市内の各所に設置するなど、高齢者や若い世代の方でも気軽に意見を述べるができる仕組みを取り入れていただきたいと思っています。以上につき、市長、答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、尾上分庁舎の利活用について、市民の声と提言についてお尋ねをいたします。

合併時には尾上分庁舎の行方を心配する声、にぎわいが失われるといった声がよく聞かれたものでした。先般の支所のあり方に関する検討報告書の報道があった際にも、今後の機能を大幅に失おうとしている分庁舎の行方を心配する同様の声がたくさん聞かれました。

尾上分庁舎機能を新本庁舎に集約するとした場合に生じる空きスペースを、だれもが有効に利用してほしいと願っています。例えば、市が所有している数多くの美術品や工芸品等の展示ギャラリーとしたり、市民のサークル活動や地域コミュニティの場など、さまざまに思いを巡らせているところですが、市民に喜ばれる今後の活用を考えていただきたいと心から思っています。

市民の声と提言について、市は今後どのようにしようとしているのか、また考えていこうとしているのかお知らせをください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

尾上分庁舎の利活用についての御質問にお答えいたしたいと思います。

(長尾忠行)

市が行うあらゆる計画、事業、施策については、市民ニーズをしっかりと見極めて進めてまいりたいと考えております。市民意識等の変化により、施行途中であっても随時修正を行い、市民の意見を取り入れながら進めたいと考えております。

市制施行後において、最大の事業である本庁舎建設においても、これまで同様に市民の意見を取り入れたいと思っております。

先般、検討を終えた平川市支所のあり方検討委員会においても、市民が親しみやすく、便利で、気持ちよく利用し、帰ることができるような庁舎建設を進めることと要望を受けております。

今後も、平川市新本庁舎建設基本方針に記載のとおり、基本計画策定の際には、市民を委員とした本庁舎建設委員会、市民向けの説明会、パブリックコメントにより市民の意見を反映させていくこととしております。

尾上分庁舎機能移転後の利活用についても、同様に市民の意見を拾い上げていくこととなりますが、その方法については、先ほど齋藤議員が御指摘の2点ありましたけれど、その御意見も参考とし、これから検討してまいります。

続いて市民の声と提言についてであります。尾上支所の今後の利活用について、先般、報告を受けた支所のあり方に関する報告書では、本庁舎改築後は尾上分庁舎機能が本庁舎へ移転することから、1階に市民生活課

を残したほかは、空きスペースとなるため、その利活用については、市内の団体だけでなく、南黒など広域の団体にも貸し出しを行い、3階までにぎわいを生むような施設として欲しいと提案されております。

サークル活動や地域コミュニティの活動場所にすればよいのではないかと、という齋藤議員の御提案は、一つの提案として承っております。

いずれにいたしましても、空きスペースの利活用については、今後、具体的に検討していくこととなりますので、御理解のほどをお願いいたします。私からは以上であります。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

私は分庁舎の今後のあり方が心配で、今回、質問を取り上げました。やはりその機能を失うということは、地域もさびれていきます。合併して10年になろうとしているこの時に、こういうことが具体的にあって、やはり地域の方たちは大変こう、とうとう現実な心配がきたかこう言っているわけです。

ですから、本庁舎のこのことは今後は修正をかけて、そして施行中であってもどんどんやっていくと。それは市民の意見を十分取り上げるという御答弁でしたが、やはり本庁舎のあり方についてはいろいろ議論する場がありますが、その付随としたものでなくて、分庁舎のやっぱり、今後の利活用についてのその有効な活用を検討してもらい、そういう場があってもいいんじゃないかというような、思っております。

そういうことで本庁舎中心に答えていただきましたが、機能失った後の空きスペースは、南黒など広域の団体に貸し付けをする、3階までにぎわいを生むような施設をするという、あそこにもいろんなところから借り手が来て、そして入っていくのかなと。

市民が足を運ばないとやっぱり、にぎわいは生まれません。そういうことから、この一つ分庁舎の活用のあり方もやっぱり検討していただきたいというのと、いま述べた提言は一応参考までにとというような回答でしたが、この市が所有している美術品、それから工芸品、書もあります。焼き物もあります。たくさん名品があるわけですが、こういう展示をするギャラリーとか、以前、美術館というそういう利用の仕方も提案されたことありますが、それについては市長、どう思いますか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

先ほど申し上げましたが、いわゆる支所のあり方等の検討委員会におきましては、特に付帯意見として尾上分庁舎機能移転後の空きスペースについては、人が集うような施設を目指していただきたい。具体的には市内のみならず、先ほど御答弁申し上げましたが、南黒など広域の団体に低額で貸し付け、また3階までにぎわいを生むような施設としてほしいというようなことであります。

議員おっしゃられますように、平川市内には、現在、市が所有している美術品は260点あります。その作品の主な内訳は、絵画・書籍類が199点、

陶磁器類が21点、彫刻類が6点、その他が34点となっております。

ですから、御提案いただきました、いわゆる美術品や工芸品等の展示ギャラリーといいますか、そういう形での尾上庁舎の活用というのは、非常にある意味では有効な活用の仕方ではないかなというふうなことも考えておりますので、今後、すぐ簡単にこの新庁舎に移転になるわけではありませので、これからもさまざまなそういう御意見をお伺いしながら、尾上分庁舎のこのあり方といいますか、その活用の仕方を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

美術、絵画とかには奈良岡正夫の山羊など、大変すばらしい作品もあります。葛西四雄画伯の絵もたくさん所有しています。それから初代若乃花の掛け軸もあったかと思えます。

こういうことがいま市民の目に触れられていないわけです。眠っているわけです。それをやっぱり皆さんに見てもらおう。それ市内、外もそうですが、そういうことがまず一つ。文化の平川市、文化のその格調を、高さを目指す平川市には必要じゃないかと思っています。

それから資料館もなかなか、これどうなるのかわかりませんが、目にしたことはありません。旧三町村の歴史もあるわけです。その書物などもたくさんあるかと思えます。そういうこともまだ日の目を見ていないわけです。

私はやはり、今回、こういうことになっていく、その本庁舎を建てるといいう計画の中でですね、そういうことも新たにまた資料館建ててください、何してください、美術ギャラリーも建ててくださいといいうのではね、また今後の財政的なこともありますし、やっぱり有効活用とする意味では、その美術館、そういう展示する場所、資料館。これも必要でないですか。これは市民の方から、もう前からこういう声が上がっております。

なかなかそういうことには目が行き届かないんですが、よそに低額で貸せば、それはお金としては入ってくるでしょうが、やっぱり全部貸してしまつて、あと美術館や資料館建てるとなれば、これまたおかしい話ですので、3階まであるわけですから、もちろん税金の申告の時なんか分庁舎は使われているわけで、後々までにやっぱり、その市民が参画できる場所として第一は利用してほしい。

図書館もあるわけですが、この図書館もまた中学校が近いために、中学生がやっぱり放課後よく利用しています。これは地の利といいますか、とてもいい場所にあるので、これは本当にその中学時代から本に親しむという環境にもあるわけですから、そういうことも残しながら、やっぱりここを本庁舎に来ればなんでもできますよ、ありますよ。それぐらい豪華で立派な本庁舎をつくらうとなさっているのかわかりませんけれども、やはり地域が寂れては何もなりませんから、それに足がないんですね。やっぱり近いところにあるのが一番かと思えます。そういうところで、ぜひこのこ

とをやっていただきたいと強く願うものです。

もう一度、市長、そういう資料館等いろいろ話が拡大しましたが、このことについても、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

齋藤律子議員おっしゃられることは、非常によく理解しておるというふうには私自身は思っておりますので、ぜひ御提言を真摯に受け止めながら前向きに考えていきたいなというふうに思います。

(長尾忠行)

特に奈良岡先生や葛西四雄先生の絵画等はですね、かつて、ついこの間なんですが、旧尾上町長室のほうへ入りましたら、あすこら辺にただ置かれております。ですから、非常にもったいないという思いは私もしておりますので、そういうふうなものを展示できる、展示スペース等もあつたらいいのかなというふうにも考えておりますので、ぜひ御意見を参考にしながらこれから検討させていただきたいと思っております。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

それでは、3番目の質問に移ります。

(齋藤律子議員)

3番目の質問は、平川市の子育て支援政策についてお尋ねをいたします。

1点目の質問は、拡大される乳幼児医療費給付について質問をします。

市長は、今議会の提出議案説明で、現在策定中の平川市子ども・子育て支援事業計画に沿って、各種子育て支援施策のさらなる充実を図っていくと述べています。その一端として、就学前乳幼児の医療費給付に加え、4月から中学校3年生までの入院医療費についても助成すると発表しました。

拡大される内容は、入院医療費に限られるほか、所得制限や入院1日500円の自己負担もあり、償還払いの方法で実施されるとのことです。子育て世代にとっては、医療費の心配をすることがなく医療機関にかかれるのは安心して子育てができることになり、助成を受けられる多くの方が今回の措置を喜んでいることと思います。

全国の医療費給付事業をみえますと、医療費助成制度が充実している自治体とそうでない自治体との差がまちまちに現在なっています。子育て世代にとっては、子育て支援策の充実した自治体で子育てをしたい、充実した自治体を住むなら選びたい。このことが話題になっているようです。国や県が市の努力をさらに後押ししてくれるよう願ってやみません。

先進自治体にならい、18歳までの医療費無料化を主張し臨んでいる私としましては、今回、思い切って15歳までの通院まで医療費を拡大してほしいかと思っています。諸々の事情はあることと存じますが、早い時期に15歳までの通院医療費までの拡大をお願いするものです。市長、答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、持続可能な子育て支援政策にするための財源確保についてお尋ねをいたします。

市長は、人口減少対策の推進を掲げ、人口減少問題の有効な手立てとして、雇用の確保はもとより子供を産み育てる環境づくりを推進することが

重要と述べています。そして、平川市を子育て最適の地とするために、総合的に子育て支援体制の充実を図っていくとも述べています。

第2子以降の保育料の無料化とともに、子ども医療費の無料化給付事業は、子育て支援施策のいまや2本柱ともなっています。市長が人口減少対策の有効な手立てとして掲げる政策である以上、子ども医療費無料化政策は持続可能な政策でなければならないと思っています。

平川市財政運営計画書にも示されているように、第2期平賀総合運動場整備事業をはじめとし、平賀体育館改築事業、本庁舎建設事業など、大型建設事業が、今後、次々と計画をされています。

建設費のみならず、完成後の維持管理費や起債の償還など、将来にわたり相当の支出が見込まれると予想しています。

このような状況の中、市長が掲げる子育て支援政策を継続していくために必要な財源の確保について、どのような見通しを立てているのかお知らせをください。市長、答弁をお願いいたします。

市長。

平川市の子育て支援政策について、乳幼児医療費給付についての質問にお答えをいたします。

乳幼児医療費給付事業は、今年度11月診療分から就学前児童まで、一部負担を要しない現物給付に拡大をいたしました。平成27年4月からは、子ども医療給付事業として、小学生から中学生までの入院医療費について拡大する予定となっております。

私は子育て支援対策として、第2子以降の保育料無料化や、子育て住宅整備への支援など、子育て世帯の経済的負担軽減への取り組み、また、新年度からは新規事業として病後児保育事業の実施など、さまざまな子育て施策を重点的に講じてきております。

今回の乳幼児医療給付事業の拡大については、御指摘のとおり通院費等までの拡大などさまざま検討をいたしました。しかし、今後も多様にわたる子育て支援施策を持続、また、展開していくためにも、限られた財源を最大限に有効活用し、効果的かつ効率的に実施することを踏まえ、乳幼児医療費につきましては、小学生から中学生までの拡大としたものであります。御理解をお願いしたいと思います。

次に、持続可能な子育て支援政策にするための財源確保についてであります。

御指摘のとおり、子育て支援を継続するには大きな財政負担が伴います。しかし、私はこれまで申し上げてきたとおり、子育て支援をはじめ、目配りの行き届いた政策が長きにわたり実施できるよう、すべての行政経営の点検をしながら財政シミュレーションを行い、中期的な財政運営計画を策定しております。

一般財源のほとんどが、市税と地方交付税でありまして、その分析を細かに行うことで将来の政策方針が決められてまいります。新市建設計画に

○議長
○市長
(長尾忠行)

沿って大型事業が急ピッチで行われることとなりますが、市有施設のあり方や、その管理コストの点検、そして常に事務事業のスクラップアンドビルドを進めながら、財源確保に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

この子育て支援政策は、いま全国でいろいろ拡大がされている現状にあります。先ほど質問で述べたように、県で見ると、都道府県で見るとやはり格差があるわけですが、政令市で見ると、これは政令市の場合は、札幌や仙台、さいたま、千葉、横浜、九州の熊本までですが、これはやはりこの中学3年までに大体拡大をされております。広島だけが就学前ということですが、政令市はこれを中学3年までということで拡大しているところが多いわけです。

あと現物給付か償還払いか、そういうことは混合になっているところもあるし、平川市も混合になりますが、そういうことでもいろいろ差があるんですが、これはやはりいまのその流れというか、いま本当に必要な子育て支援だと考えているからではないかと思っています。

ただ、このいま若い世代が何を考えているかということ、昨年の秋に3件、この平川市に住んでみたいという、そういう物件、いまインターネットで見れますから。そういうことで、平川市に自分がインターネットで見た物件を見に来た方がおります。そういう方たちの話を聞くと、ママ友というか、メル友というか、そういう子育て世代の人たちは、いろいろ情報を共有しているようです。そして、住むなら平川市だねとこういうことを言っていました。

ところが、昨日、おとといのことです。青森市が今回、乳幼児医療費、これが基本的にまず無料だと。中学生まででしたか。それで……中学生までですね。無料だということが新聞報道でなされました。

それで、やっぱり市長も先ほど述べていますように、雇用がこれ一つからんでくるわけです。やっぱり雇用があるところはやっぱりその雇用があるところを選ぶ。平川市から青森市まで通えるのが子育て世代は特に大変なわけですから、雇用がやっぱり青森市のこういう実施を見て、保育料が2子から以上が無料だという平川市には魅力を感じるが、やはり雇用のことを考えると、いまの仕事を考えて、やはり青森市に土地を求めることになったというのが、その秋の3人の中の1人から聞いたことで、とてもまあ、それはそれでその方の都合ですから、しかし、こういうふうにやっぱりその、子育てしやすいところを選ぶ傾向にあるわけで、それが子ども、よそから連れてくるのは、移り住んでくるのはそれはいいんですが、やっぱり実際、セットで子供を産み育てる環境をつくる。これがやっぱり一番大切じゃないかなと。そういうことから考えると、やっぱり平川市の雇用に何とかしたい、そのように思ったわけです。

そういうことで、今回、私は25年ですか。その25年にもですね、25年の

○議長
○市長
(長尾忠行)

第4回の定例議会でもこの子どもの医療費に対して、18歳まで拡大してほしいということを質問しております。そういうことから、今回その……その時は予算も出たんです。いまちょっと変わってるかもしれないですが、拡大をすれば、どういう予算がどのくらい必要か、ということがそのとき答弁に残っておりますが、いまはどうなのでしょう。中学校卒業までいいです。多分、試算をしたい今の答弁からみると、試算をしていると思います。入院だけは566万9,000円。こういう試算で今回、計上となっております。

しかし、通院を含めるとどのような金額になるのか。そして全体はどのような金額になるのか。もし試算をしていましたらお答えください。

市長。

齋藤議員御指摘のとおり、私はこの平川市を子育て最適の地にしたいというふうなことで、さまざま施策を展開させていただいております。特に第2子からの保育料の無料化というのは、御指摘がありましたように、10市の中ではほかのところはとっておりません。

先般ですね、青森市が中学生まで無料化するというふうな報道が、議会のほうであったようですので載っております。入院のみならず通院もということでありまして、非常に大きな負担がかかることではないかなというふうに認識をしております。

青森市のほかの市のことを申し上げてはなんですが、このままその中学生まで通院の給付を続けていくと、19年にはかなり基金が減ってしまって、そのあとどうなのかなという報道もなされました。

議員が御指摘のように、いわゆるこういうふうな給付をするのは、これはその時その時はいいんですが、ずうっと継続していかなきゃなりません。いわゆる財源の確保をどうするのかということを総合的に考えながらこういう事業は展開して、もう金がないから途中でやめるというようなことは、なかなかこれはできないのではないかな、というふうに思っております。

ですから、私としては、今回は現実的に入院までなら中学生まで、これはずうっと継続していけるという認識のもとに、今回、提案させていただきました。

御指摘がありましたように、いわゆる子育ての世代の方が平川市に住みたいということを考える場合においては、雇用の場の確保というのは非常に大きいものがあります。そういう意味では雇用の場の確保にも努めていかなきゃなりませんし、特に雇用のみならず、教育の場、それから周りの環境、そういうものもトータルで施策を進めていく必要があるというふうに考えておりますので、今後ともその辺のところを踏まえながら、子育ての政策を進めてまいりたいというふうに思います。

金額のほうの御指摘がありました。ちょっと私の持つてる資料が間違っていれば、あとで市民生活部長に訂正させていただきますが、入院を中学生まで拡大した場合、市の負担が680万2,000円増になります。それから通

○議長

○13番

(齋藤律子議員)

院も含めると4,569万2,862円と大幅に上がってしまいますので、こういうことを考えながら、今回は入院までというふうな措置を取らせていただいたということを、御理解いただければというふうに思います。

13番、齋藤律子議員。

ただいまの答弁ですと、今回提案した入院を拡大した分は680万2,000円という御答弁でしたが、私もこれ、この際にですね、報道された新聞などで報道された際にちょっとお尋ねをした数字が、先ほど述べた五百いくらということではありますが、それはいまの市長のほうが正しいのでしょうか、私のほうも一応聞いた数字ですが、それはその時の数字だということとでそう認識して、それは取り下げますが、通院も含めると4,569万2,862円ということで、それは大変かかるわけですが、やはりその、なんとかこれも政令市にならってですね、最適地を目指す平川市としては、これも努力していただきたいなというのが私の願いです。それから、子育て世代の願いです。

ただ市長の答弁で一番力強く感じたことが、雇用だけじゃなくて教育環境や、そういういろんな環境も整備する。そういう認識は同じにしますので、とても安心をしております。

それからお金がないので途中でやめるわけにいかない。これもまた力強い答弁だったと思いますので、ぜひこのことは、これからは医療費の無料化は拡大するのみでありますので、ぜひその方向でやっぱり頑張って、子育て支援に力を尽くしていただきたいと思っています。

それでは4番目の質問に移ります。

4番目の質問は、教育委員会改革、条例改正について、長尾市長の御見解を問うものです。

昨年、平成26年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、それを受けて平川市でも今定例会に条例改正案が提出されたところです。

もともと教育委員会は、戦後、住民自治の組織としてスタートをしたということです。住民代表の教育委員会が最高意思決定機関で、それが教育行政を指揮監督するという建前だったそうです。

しかし、現実には教育委員会での審議は事務局が提出する議案を追認するだけという、これはいろいろな文献を参考してまとめたもので、差し障りがある方もおられますが、聞いていただきたいと思います。

しかし、現実には、教育委員会での審議は事務局が提出する議案を追認するだけという形骸化が進み、事務局、あるいは国・県の方針どおりの教育行政を進め、教育委員会制度は国の教育意思を地方に徹底する、上意下達の組織という性格を色濃く帯びるようになったという歴史があります。

こうした官僚的実態は保護者から批判を招き、特に2011年の津市の自殺いじめ自殺の隠ぺいは、強い国民的批判を招きました。

こうした事態に目を付けて安倍政権は、教育委員会そのものの廃止に問

題をすり替えようとしていきました。その本音は、教育委員会を廃止すれば教育行政は政治首長直結となり、思うように政治主導で進めやすくなるという点にありました。

ところが廃止案に広範な人々が反対を表明したため、結局、教育委員会の廃止は見送られ、制度を残した上で首長の関与等を強める改革法案が提出され、成立する運びとなりました。

その一つは首長任命の新教育長、二つ目は首長の教育大綱制定権、三つ目は総合教育会議、首長と教育委員会との協議体であるこの三つの新しい仕組みが加わりました。

以上のように、教育行政における市長の関与が強められた教育委員会改革、条例改正について、長尾市長の見解をお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

教育委員会改革、条例改正について、私の見解を申し述べさせていただきますと思います。

本改正の主な趣旨は、教育の政治的中立性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、そして首長と教育委員会との連携強化を図るものであると認識をしております。

議員御指摘のとおり、新教育長は、議会の同意を得て首長が直接任命することになり、任命責任が明確化されますので、その人選にあたっては、特に慎重に考慮する必要があると考えております。

また、総合教育会議の設置や大綱を策定することにより、首長と教育委員会との意思疎通が図られ、さまざまな問題に対して連携し、いままで以上に迅速に取り組めることが期待されるものと私は考えております。以上です。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

この教育委員会改革は大変こう、戦前、戦後の歴史に疎い、特に私にとっては大変こう難しいものであります。

いま、市長が簡単な答弁を市長からいただいたわけですが、その任命責任が明確になる。新教育長を任命するのは市長であるわけですから、そういうことからして市長はどう、これは例えばです。任命する以上、好きな人を任命するのが普通人間として当然ではないかなあと。気に入った人というか、それがそういうことも出てくるのじゃないかと、こう思いますが、その任命にあたっては、どういう点に気を付けて任命をしようとするでしょうか。答弁をお願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員のほうから任命するにあたっては、好きな人を任命するのではないかなというふうなお話でございましたが、私は教育行政そのものはあくまでも政治的に中立であって、地域の教育は、いわゆる子どもたちを育てていくために必要な人材であり、しかも幅広く総合的な観点から地域の教育

行政を見ることができる人材でなければならないというふうに思っています。

個人的な好き好きは別にして、市の教育行政に対して最適なアドバイス、あるいは意見、そういうふうなものを見方ができる人を、これやっぱり任命する首長としては、そういう人を選択していくべきではないかなというふうに考えております。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

それから、迅速な対応ができるということも述べました。その迅速な対応する場合には、やはりこれ市長の主観というか考えが大きく左右する場合がありますと思うんですが、このことについてはどのような考えを持っておられますでしょうか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

今回、この法改正等が行われてきた背景には、議員御指摘のように大津の事件がありました。いわゆる責任の明確化とか、あるいはその対応の仕方がさまざまこう変遷したことがありまして、社会問題的になったという経緯がございます。

ですから、今回のこの法改正によって、そのなかにこう任命した首長の責任があるわけですから、どういうふうな声があるか、それはそのケースバイケースではあるとは思いますが、そのなかにあつて、適切な指摘ができるような状況になっていくのではないかなというふうに思います。

ただ、あくまでもこれは私の考えですけれど、教育長をはじめ、教育委員会の皆さんに指摘はさせていただくことはあるかもしれませんが、そのなかの決定というのが一番大事なことではないかなというふうに考えております。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

あと1分という表示で、秒読みの段階に入りましたが。

まず、これは大変難しい問題です。市長の権限が強められた以上、やっぱりいまおっしゃったようなことを注意していかなければいけないということでは、今後、どういうふうになるのか予測がつかないわけでありまして。以上で終わります。

○議長

13番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

第6席、2番、石田昭弘議員の一般質問を許します。

石田昭弘議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

自席において石田昭弘議員の一般質問を許可します。

2番、石田昭弘議員。

○2番
(石田昭弘議員)

議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、市長公約の「人材で元気」について質問いたします。

人口減少、超高齢化社会を迎えている日本が、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的とした、地方から日本を創生する「まち・ひと・しごと創生」、すなわち地方創生が本格的にスタートしました。

平川市においても、平成27年1月27日に本部を設立、2015から2019年度の5カ年、国の総合戦略等を勘案し、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定し、施策を推進することになりました。

特に今回、ポイントとなるものが、国主体から地方が自立につながるように自らが考え、責任を持って戦略を推進することにあります。これに対して国が情報支援、人的支援、財政支援を切れ目なく展開するものです。

ですから、この事業を成功させるためには、市長が掲げる「人材で元気」の自分たちのまちは自分たちでつくるという、夢や志を持って未来に挑戦する人材の輩出が最重要になると考えます。

そこで①としまして、平川市合併10年目の節目とも相まって、本年から本格的にスタートする「まち・ひと・しごと創生」に向けて「人材で元気」という観点から市長の抱負と決意をお聞かせください。

また、②として、「まち・ひと・しごと創生」を先行した形で、平川市が当初から取り組んでいる人口減少、超高齢化社会を改善するための長期プラン、ひと・地域・産業がきらめくまちづくりをめざしてという基本理念のもと、人材として市長から招聘された古川副市長と柴田教育長から、1年を振り返った感想と、平川市創生に向けて2年目の抱負と決意をお聞かせ下さい。御答弁をお願いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

石田議員にお答えをいたします。

まち・ひと・仕事創生に向けて市長の抱負と決意というようなことではありますが、私は選挙公約として掲げたプロジェクト10、10の元気の中でも、協働の意識を持った人材の育成というのは、人口が減少していく中において、平川市を元気にするためには大変重要であるというふうに考えております。

私は、いずれ自治体任せの行政サービスには限界があるのではないかなというふうな思いから、その一環として、地域自治組織のあり方、これを職員に先進地研修させるなど検討させてまいりました。

当市においては、行政負担と受益者負担のすみ分け意識が形成されている地域と、合併によってすみ分け意識が芽生えてきた地域があり、現時点で早急に、さらなる地域自治組織形成の取り組みを強化する段階にはないと感じておりますが、他市町村とも情報交換等を行いながら、今後に向けて検討してまいりたいと思っております。

○議長
○副市長
(古川洋文)

また、まちづくり人材バンクについてですが、さまざまなジャンルに適した人材がどの程度おられるのか、また、その登録制度をどのように構築すべきか思案中でありまして、いまのところは、残念ながら人材バンク創設まではいたっておりません。

新年度予算にも、人材育成のための事業費を計上し取り組むこととしておりまして、その状況をみながら人材の掘り起こしを図っていきたいと考えております。

今後とも、長期にわたり平川市が元気でいられるよう、皆様のお力添えをいただきながら、「人材で元気」なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

副市長。

平川市創生に向けての抱負と決意ということで、お答えさせていただきます。

まず、今年度を振り返っての感想であります。

副市長に就任し、自らが企画立案し事業をつくり上げるという場面はなくなりましたが、一方で、担当部局からの説明を踏まえ、最終的な意思決定を行う場に同席できるということは、行政を生業とする者にとってすばらしい経験をしていると考えております。

今定例会においても、教育施設の整備のほか、子育て環境の充実、安全・安心なまちづくり、産業振興対策などについて、所要の予算を計上し御審議をいただいておりますが、常日ごろ意識している、市民があって市役所があるという市民本位の事業が、着実に動き始めていると感じているところであります。

次に、平川市創生に向けた取組みについて所感を述べたいと思います。

石破地方創生担当大臣は、ある会議の場で地方創生に対する思いを次のような趣旨で話されております。

再生でなく創生という言葉を使ったのは、これまで行ってきた同じモデル、事業を踏襲しないためである。昭和40年代、地方が元気だった時代には、公共事業や企業誘致によって地域経済を支えてきたが、いまや困難である。かつては、農林水産業やサービス産業の潜在力を伸ばさなくてもいい時代であったが、この分野で生産性や賃金の向上を図りたいという趣旨の発言をしておりました。

我が平川市は先人たちの努力により、農畜産物は県内外から高い評価をいただいております。また、観光、介護分野などサービス産業も地域活性化に大きく貢献しております。

平成27年度は、地方創生に向けて地方版総合戦略の策定に着手しますが、こうした他の市町村にはない潜在力を総動員して、平川市創生の道筋をつける必要があると考えております。

新年度に向け、次代を担う子どもたちに、この平川市を引き継ぐための努力をしっかりと積み重ねていかなければと、気持ちを新たにしております。

○議長
○教育長
(柴田正人)

すので、引き続き、議員各位の御支援をよろしくお願いいたします。私からは以上です。

教育長。

お答えをいたします。

この1年、教育行政を進めるにあたりまして、これまでの学校現場や行政の経験を生かしながら、市民の目線に立ち、現場に出向き、さまざまな意見に耳を傾け、対話に心掛けながら、平川市の教育目標の具現化に取り組んでまいりました。

全国学力学習状況調査におきまして、小学6年生が全国平均、県平均を上回る好結果を得、中学校3年生は昨年と比較し改善傾向にあるほか、スポーツ、文化等の活動におきましては、女子ソフトボールやソフトテニス等の全国大会出場をはじめ、平川市表彰式におきまして優れた活躍、活動をされた個人・団体、延べ338名の方々が受賞するなど、文武両面にわたり一定の成果があらわれているものと思います。

この1年の感想でありますけれども、平川市民の多くの方々が教育委員会の事業に協力的であり、教育に対する関心も高く、とりわけ学校教育に対する期待は大きいものがあると感じております。

このため、引き続き市民の目線に立ち、御意見や対話を大切にしながら、教育は人づくりという視線に立ち、確かな学力の定着、豊かな心と健やかな体の育成など、一層、学校教育の充実に努めてまいります。

今定例会で御審議いただいているところでありますが、来年度は特に総合運動施設等の整備、小学校の改築や大規模改修など大型事業が計画されていることから、実施にあたりましては検討委員会等を設置し、保護者や地域の意見をお聞きし、共通理解を図るとともに、公平、公正、透明性を確保し、十分説明を尽くしながら進めてまいりたいと考えております。

今後とも学校、家庭、地域、そして行政が一体となって平川市の教育の充実に取り組み、人口減少を食い止め、人口増加を促すことができるよう、平川市に住んでよかった、平川市で学べてよかったと思えるまちづくり、そして、平川市創生に向けて汗をかいてまいる所存でありますので、何とぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長
○2番
(石田昭弘議員)

2番、石田昭弘議員。

市長並びに副市長、教育長ありがとうございます。大いに期待しております。

特に市長におかれましては、人づくり、これは人材養成、また輩出、一朝一夕にはできないと思いますけれども、長の仕事のまず第一と心得ていただきまして、どうか人づくりに専念していただければありがたいと思います。これをもってまた平川市の繁栄、そしてまた期待を担う財産となってまいりますので、どうかこの点をよろしくお願い申し上げます。

また、副市長と教育長におかれましては、市長並びに平川市のブレインとしまして、平川市創生に向けてこれまで培ってきた経験、知恵を余すこ

となくぜひとも発揮していただきまして、どうか平川市、ますます発展に御貢献していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、まちづくり懇談会について質問いたします。

この趣旨といたしまして、市長が会議録にこのように述べていらっしゃいました。地域をどのように活性化していくか、いかにして人口減少社会に対応していくかを話合う場を目的とすると、このように述べていらっしゃいまして、昨年4月から始まったまちづくり懇談会も今月で終了となります。市長並びに担当された職員の皆様、そして、参加された市民の皆様、本当にお疲れさまでございました。

まちづくりは人づくりと言われていています。人づくりには、理念の共有と情報の共有が欠かせません。市長と市民がひざ詰めで話合ったことによって、市長の市政運営に対する考え方、理念と、市民の皆様の御意見・御要望を通して情報の共有がなされた有意義な機会であったと私は考えております。

名コンサルタントの故一倉定著「社長の販売学」の最初に、「社長は自ら御客様を訪問せよ」とあるように、机上では物事が見えない、現場にこそ成功発展のかぎ、問題解決のヒントがあるとされています。会社と役所の違いはあるものの、マネジメントという観点では同じであると考えますので、市長が自ら各町会を訪問し、市民の声に耳を傾けたことは、今後の市政運営に大きく生かされていくものと期待しております。

そこで、質問いたします。①として、まちづくり懇談会を開催しての成果と教訓についてお聞かせ下さい。

また、今後の開催についても発言されておりましたので、②として、まちづくり懇談会の今後について質問いたします。

市長、市側からすれば、40回にもなる回数を行ったという時間的にも労力的にも大変であったとは思いますが、市民の側からすれば年1回の懇談会です。

地方創生元年ともいえる本年、地方版総合戦略を策定、実施する上で市民の方の協力、これは欠かせませんので、市長からまちづくり懇談会の今後について、どのように考えているか御答弁をお願いいたします。

市長。

まちづくり懇談会の成果と教訓についての御質問でございますが、このまちづくり懇談会は、議員御指摘のとおり、人口減少や少子高齢化が進むなか、地域との対話を進めながら課題の把握に努め、市民のニーズが十分に反映された行政サービスを実行することを目的として、今年度は市内40箇所での開催を計画いたしました。これまで39箇所で開催し、延べ914人の方の御参加をいただきました。今日が40回目の開催になります。

まちづくり懇談会を開催した成果については、実際に地域に出向いたことで、多くの市民の皆様から現場の声を聞くことができたことであります。一例を挙げますと、米やりんごをはじめとする農業の振興や通学路の安

○議長
○市長
(長尾忠行)

全対策、冬期間の除排雪など、市民の毎日の生活に直結するものが多く、すぐできるものに対しては、すぐに対応させていただきました。

教訓としては、やはり実際に現場に足を運び、市民の声を聞くことの大切さを改めて感じたところであります。市民の皆様からいただいた貴重な御意見を市政に反映させながら、今後ともまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今後の取り組みについてであります。今年度まちづくり懇談会を開催したところ、来年以降も開催してほしいという声が多くありました。議員御指摘のとおり、私どもは40回の開催であります。その地域地域にとっては年1回の開催であります。先ほども申し上げましたとおり、今年度まちづくり懇談会を開催してみて、地域に出向いて市民の声を直接聞くことの大切さを感じたところでありますので、今後もこのまちづくり懇談会、開催していく方向で考えております。回数や場所、どのようなやり方がいいかなど詳細については、現在、今年度の反省を踏まえて検討中でありますが、地域に出向いて市民の皆様の声聞く機会は設けてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

2番、石田昭弘議員。

○議長

○2番

(石田昭弘議員)

ぜひともまちづくり懇談会、また市民との対話は継続的に行っていただきたいと考えております。そしてまた要望とか御意見、たくさんいただいたと思いますので、ぜひともしっかりと精査したうえでもって、優先順位をつけて市政に反映していただければと思いますので、この点もまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、まちづくり懇談会、今後も継続のお考えであるとお聞きしましたけれども、どうか一過性のその時だけのポーズに終わることなく、やっぱり継続こそ力でございますので、多くの方々の意見、まだまだ、まだまだ拾い集めてないと思ひますので、より多くの方々の意見を集約して、市政に反映できるような体制づくりをまたお願ひしたいと思ひます。

要は人材輩出の観点もございませうし、また知恵の集積という観点もございませうので、この市民の方々のニーズというふうなものは、意見っていうふうなものはとてもありがたいので、ぜひともどうか、たくさんの方々の声を漏れなく届けていただけるような、そのような形を今後とも継続していただければと思ひます。

また、今後の体制形態として一つ、会議録にもありましたけれども、Uターンされた方の御意見がありました。また他にもIターンされた方、就農されている若い方もこの当市にはいらっしやいますので、Uターン、Iターンされた方の御意見というものは、人口の流出とか流入に関してとても大きなヒントとなると思ひますので、地方版総合戦略の策定の参考となると思ひますので、こういうふうなこう、開催形態、どのような形になるかわかりませうけれども、多種多様な形態の懇談会、これを進めてもらえればありがたいと思ひますので、どうぞ今後ともまちづくり懇談会、要は

懇談会を続けていただきますよう要望いたします。

最後に、職員の待遇と研修について質問いたします。

地方消滅とまで言われる人口減少、超高齢化社会の改善には、市と市民の連携、協力が必要不可欠です。これから、まち・ひと・しごとの創生の新たなチャレンジを行っていくにあたって、市民の皆様から相談や質問、御意見、御要望などいただくとお思いますので、職員の皆様には丁寧な御対応を何とぞよろしくお願い申し上げます。

そこで、まちづくり懇談会の会議録にもありましたが、職員の違いによって市民が不利益を被らないように、職員の待遇を良くしようと参考マニュアルを作成するための検討チームを立ち上げ、昨年7月、職員の待遇マニュアルが完成し、職員全員に配布されたと聞きました。

市長から、①としまして職員の待遇マニュアル作成の経緯と実施状況についてお聞かせ下さい。

次に、②として職員の研修について質問いたします。

平川市の人材と言えば、第一に市職員の皆様であると私は思います。地方が自立につながるように自らが考え、責任を持って戦略を推進するためにも、市長が昨年4月の辞令交付の際に述べた、前例にとらわれず新しいことに挑戦してもらいたいと願うものです。そのためには、新たな考え方、新たな発想が必要となってまいります。これまでも、行政や民間視察、自治研修などを幅広く行ってきていると思いますが、まちづくりは人づくりです。人づくりの基本は教育にあります。教育にかける投資は、すぐには実を結ばないかもしれませんが、明日の平川市、将来の平川市、市民の利益の向上のためにも、これまで以上に研修に重点を置く必要があると考えます。

市長に、職員の研修についてのお考えをお聞きします。御答弁をお願いいたします。

市長。

職員の待遇研修について、マニュアル作成の経過と実施状況についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、まちづくりは人づくりでありますし、理念、情報の共有というのは非常に大事ではないかなというふうに思っております。平川市が市民との協働でまちづくりを推進していくにあたり、市民と職員が信頼関係を築くことが非常に大切であると考えております。

そのために、4月の辞令交付の際に職員に対し、市民の立場に立って考える、現場に足を運ぶ、対話を重視する、また、情報の共有をする、チャレンジするという五つのことを申し上げさせて、訓示をさせていただきました。

そこで、全職員の行政サービスの質を向上させるため、昨年4月に職員12名による待遇プロジェクトチームを立ち上げ、常日ごろから心掛けなければならない事項を調査・研究し、7月に平川市職員のための待遇向上マ

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

マニュアルが完成しました。現在、そのマニュアルは全職員に配布され、実践に移されているところであります。

しかしながら、待遇は基本的に職員一人ひとりの意識の問題であり、これに留まることなく、今後も全職員が市民の立場に立って、誠意をもって対応するよう待遇向上に取り組んでまいります。

次に、職員の研修についてであります。

行政を推進するにあたり、新たな考え方や新たな発想は非常に重要なものであります。そして、それは同じ組織、同じ殻の中で、同じことを繰り返しているだけでは簡単に生まれるものではありません。そのためにも先進地に出向いて学ぶことや、外部から講師を招いて皆で研修を行うことは大変有効であると考えております。

当市では、先進地への職員派遣研修をはじめ、外部講師を招いての全体研修等の各種研修を行なっておりますが、今後も職員の皆さんが業務に役立て、市の発展に寄与するよう、職員研修に力を注いでまいりたいと考えております。以上です。

○議長

2番、石田昭弘議員。

○2番

ありがとうございました。

(石田昭弘議員)

この待遇、そしてまた研修に関してなんですけれども、非常にこの市民との一体感を持って、さらに新しいチャレンジしていくにあたっては、とても大事な考え方ですので、今後とも一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

特にまた組織にとっては、学習する組織というふうなものは常にイノベーションして新しいものに取り組んでいきますので、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、中にただけであれば、なかなか自分たちのその行っているものが客観視できませんので、他に行って自分たちを振り返ってみて、そこでもう一度また新たにイノベーションして物事を進めていくと。このような考え方はとても大事ですので、ぜひとも研修のほうもですね、全職員が受けれるような体制、また、ここには重点してまた予算化しても私はいいと思うんです。

特にまた、この教育効果というふうなものは、ものすごい大事でございますので、教育は必ず明日の平川市に結び付いてまいりますので、どうかこの点に関しましてはですね、ぜひとも力を入れていただければと思ひます。

そうして、この待遇とスキルアップが増していくことによって、結局は市民の方々に恩恵がどんどんどんどんいっていきますので、恩恵がつながってまいりますので、長い目で見ながらですね、この点はまた取り組んでもらえればありがたいと思ひます。

それによって、市長が目指す「市ができることは市が、また、市民ができることは市民が」というお互いに連携しながら、また信頼しながら、平川市の長期プラン、ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして、そして

まち・ひと・しごと創生に取り組んで行くことが、私はできると考えておりますので、職員の皆様には本当に期待していますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

以上で、私の質問は終了いたします。ありがとうございました。

2番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

13時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

第7席、18番、齋藤英仁議員の一般質問を許します。

齋藤英仁議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

齋藤英仁議員の登壇を許可します。

18番、齋藤英仁議員、登壇。

(齋藤英仁議員登壇)

○18番

(齋藤英仁議員)

ただいま議長より発言の機会をいただきました、18番議員齋藤英仁です。まずはじめは、合併して10年について、市長就任後の見解についてであります。

市長が一市民として市政を見ていたころと、市長になってからの市政についての、なんか変革はあるものとするものではありますが、その心情をお聞かせ願いたいということでもあります。

続きまして、2、市制施行10周年記念事業についてであります。

まず、市民歌制定事業について質問いたします。

昨年8月に市では市民歌の歌詞を公募し、応募作の中から「招待状～平川より」という歌詞が選ばれたようであります。この歌詞は、委員9名からなる平川市市民歌制定委員会において選考がなされたと聞いておりますが、そこで以下の何点かの質問と提案をさせていただきたいと考えております。

この歌詞の募集要項を見てますと、実にあれこれと注文がついておりまして、歌詞の基本を、一つ、平川市をイメージできるもの。一つ、みんながわかりやすい表現。一つ、市を愛する気持ちがこもったものとする旨が書かれております。その点で見ますと、選ばれた歌詞はその注文の多くに答えたもので、平川市を思って応募していただいた作品であると感じ取られる次第であります。

ですが、他県の方の作品であるがゆえ、いたし方ないのでしょうか、肝心の平川市をイメージできるものという部分が、私には非常に弱くあいまいであります。

全文では長いので、歌詞の一番だけここで挙げさせていただくと、
やわらか日差し なごり雪

山々かすむ 白い花
叫んでみたよ 大好きと
優しい心 はぐくまれ
香るみどりの 招待状 送ります
ふるさと平川 ときめく今 あなたへ

と、こういう詩であります。

これは、私はこれ解読してみますと、語呂から言わせると最初の六行詩という詩だと思えますけれども、1行目は7・5、2行目は7・5、3行目も7・5、4行目これも7・7と。それから5行目は7と6・5とあります。そして最後は8・6・4と。こう区分されるかと思えます。

これ平坦なものであれば、6とか4とかと8とかというのは、昔、私が少し学んだところを考えれば、これは字余りというような句になるんだろうと思われます。ということになっておりますが、これを曲を付ける人はどうかというと、この曲をつくるのに大変苦勞されるんだろうなということは感じ取れるかと思えます。

でも最近、これはやってる方はこういう語呂とかということ、そんなに考えずにつくられてるような昨今でありますので、これも委託していただければ立派なものができるのではなかろうかと思えます。

それと、もしこの歌詞の中のふるさと平川、最後の行なんですけれども、これが抜けていたら、この招待状を受け取って間違えて弘前市に出向いても藤崎町に立ち寄っても、私には違和感がないのではないのかなとこう感じ取られます。

市民歌の募集要項のはじめに、募集の目的として平川市の知名度向上とさらなる市民の一体感の醸成とあるんですが、この歌詞には平川市ならではの、いや、平川市らしさが私の胸には響いてこないのであります。やわらか、優しい、ときめくとよく小学校の校歌に出てくるようなあたりの丸い言葉が並んで、確かに覚えやすく、歌いやすく、親しみやすい作品には仕上がっていますから、平川市のイメージソング、これあたりの位置付けであれば、この役目には適当なんではないでしょうかということでもあります。

しかしながら、市民歌となるとどうでしょうか。これから先、何十年とこの歌詞を市民が口ずさみ、このメロディーが市民の心を揺さぶりさせる。市民歌の深みや厳かさや特別さが、私は何一つ感じられないのであります。目を閉じてこの歌詞を唱えても、平川市ならではのあの情景は浮かんでこないのであります。

皆さんの好きな歌を、心に残る歌を思い浮かべてみてください。そのメロディーに、その歌詞に、皆さんの心に何かひっかかる、何か傷をつける、毒のようなものが必ずあるはずであります。

美しくなくてもその土地に住む人の生活から見えてくる言葉や、歌いやすくはなくてもその土地に暮らす人々の生活の中から見える情景やら、市

民に響く言葉はきっとあるはずであります。とすると、当たりさわもなく流れていくだけの歌詞やメロディーに市民歌の重みを負わせるのは、荷が重いのかなと私はそう思います。

どうでしょうか。この公募の歌詞は、10周年事業のイメージソングとして計画どおり進めて、市民歌は別として、平川市民の歌制定委員会で残していただけないものでしょうかと。

幸いにも市民歌のメロディーになる、このメロディーに関しては、平川市の名誉市民である、故作曲家櫻田誠一先生の残された曲があります。これは先生が生前にも言ってたとおり、この曲は市民歌として使っていただいても決して悪くないんだ。そういう思いで私に語った記憶があります。遺作になると思いますが、そう思います。

ただし、歌詞についても、平川市民よりの公募作品が私は合ってるのではないのかと考えます。その詩と曲を組み合わせたなら、平川市の市民歌として立派なものができあがるのではないか、ということをご提案するものであります。

急ぐ必要はありません。時間もあります。市民歌は何周年事業とセットしなければいけない性格のものでもないのではないのかなということも考えますが、時間をかけて、平川市の知名度向上をイメージソングと平川市ならではの市民歌を、この市民の中から生み出そうではありませんか。

私は市民歌制定委員会委員の皆様にご協力いただけるよう、エールを送るものであります。以上、市長の考えをお伺いいたします。

次に、2として、16回続いた全国演歌大賞の櫻田誠一杯を記念事業の実行委員会等でやってみてはどうかと考えるものであります。これは端的に市長の考えをお伺いをいたしまして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

(齋藤英仁議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

(長尾忠行)

齋藤英仁議員の、合併して10年についての市長就任後の見解についてでございます。

私は以前より、市がさまざまな施策を講じていても説明不足などにより、情報が市民に行き届かない点があるように感じておりました。

このため、市長就任後、早速まちづくり懇談会を計画し、先ほども答弁いたしました。これまで39回、900人を超える市民の方に参加していただきました。

また、市民との対話を通して市政運営の考えや取り組み状況を説明し、市政に対する理解を深めてもらうようにも努めてまいりました。行財政改革の断行により、行政が市民要望のすべてにおこたえすることが困難な時代にある中で、住みよさを感じながら暮らしていくためには、行政に依存

したまちづくりから、市民が主役のまちづくりに転換する必要があるといった私の考え方も伝えてまいりました。市民が主役のまちづくりや合併後の市民の一体感の醸成というものは、一朝一夕に達成できるものではありませんが、一步一步前進させなければならないと思っております。

また、市民要望の実現につきましては、すぐに解決できるもの、時間を要するもの、解決がなかなか難しいもの、これらを区分しスピード感と計画性を持って取り組んでおりますが、予算を伴うものにつきましては、財政規律を堅守のうえ、国や県の事業も活用しながら、そして、市民の皆様への御協力をいただきながら実現に努めてまいりたいと考えております。

市制施行10周年記念事業について、市民歌の制定についてであります。

昨年公募しました歌詞につきましては、平川市市民歌制定委員会委員において、市民が主体となって制定することを意識させるために公募するということを決定し、その方針を明るいイメージで年齢を問わず歌いやすく、口ずさみやすく、親しみやすく、市を愛する気持ちがこもったものとしたものであります。

市民歌の歌詞として採用された作品の選定の理由については、情景が見えて語りかけてくる、全体的に希望が見えてくる、平川市の応援歌で外に発信できるなどとなっており、まさに市民歌としてふさわしい作品が選定されたものと感じております。

齋藤議員から御指摘がありました、現在、制定を進めている歌について、市制施行10周年記念のイメージソングとして位置付け、市民歌については、曲を名誉市民である櫻田誠一先生のものを使い、詩も平川市の市民の手づくりによるものとして、イメージソングと別に作成してはどうかという内容でございましたが、歌詞を公募した際には、平川市民が末永く親しんでいく歌として公募したものでありますので、採用された作品をイメージソングとして位置付け、市民歌をまた別に作成するということは応募された105人の方、中でも応募した12人の平川市民の方に対して、いかななものかなというふうに考えます。

応募された方たちの作詞は、平川市の発展を切に願い、市民が生活する情景を思い浮かべ、その感情を一編の詩としてまとめ上げたものであると思います。平川市としては、この方たちの期待を裏切ることのないよう、ふるさと平川市を思い浮かべながら、心を一つに歌い上げることができるものを目指し、引き続き曲づくりに取り組んでいきますことを御了承いただきますようお願いを申し上げます。

なお、今後の作曲家の選定にあたっては、制定委員会の選定を進めることとしておりますので、御理解のほどをお願いいたします。今後は作曲、編曲を行い、市制施行10周年記念式典の際には、市民みんなで歌うことができるよう作業を進めてまいりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

次に、記念事業としての櫻田誠一杯の実施についてであります。

櫻田誠一杯全国演歌大賞は、行政の主導で旧尾上町時代に11回、合併後も継続して4回開催し、平成21年の第15回大会まで開催されました。行政主導と申しましても、詳しくは学識経験者等で組織する運営委員会で主催したものであり、その主たる目的は観光振興であったと聞いております。多くのファンに親しまれた事業でありましたが、入場券の販売が下火となり、協賛金による運営が厳しくなったことなどを理由に、運営委員会において、第15回を節目に終了する決断をされたと伺っております。終了にあたっては、関係者にも説明がなされ、理解が得られたものと思っております。

この経緯を踏まえ、市制施行10周年に際しての、市の主導で櫻田誠一杯全国演歌大賞を開催することは考えておりません。以上であります。

(市長降壇)

○議長

18番、齋藤英仁議員。

○18番

(齋藤英仁議員)

最初の市の合併10周年については、これあの、私だけじゃなくて、いままでのほかの人の質問にも答えている経緯もありまして、まあまあそれなりにやってるなということは私も感じとっています。そういう点では、市長、これからも市民の付託にこたえて、リーダーシップをもう少し私は正面に出してもいいんじゃないかと、率直な考えを持っております。

そういう点では、向こう何10年、先を見据えた施策というものが、いまこそ叫ばれているのは、ないんじゃないのかなと。人口も減っていく、そういうさなかで今日も議論になりましたけれども、みんな要望していることは同じだと思います。ですからやっぱり市長を先頭に、市の職員は裸でもって市民のためにやっていただければならない時世になったと、私はそう思っています。

そういう点では、あれこれと言うんじゃないで、私は市の職員に対しても、市長が頑張れと言う前から、市民のためにこれはというものがあつたら、職員は市長に向かって裸でぶつかって行って、それでいいものを立ち上げてほしいと、私はそう思っています。そういう点では、今後を期待するものであります。答弁はいりません。

そしてまた市民歌の制定でありますけれども、私はそれだめと言うんじゃないで、作曲がだれと言うんじゃないけれども、前に桜田先生が残してあつた曲がありますと。これを私はもう一度、制定委員会ですか、こちらの方々に聞いていただいて、その曲に対して私はいまの応募をとった、市民の中からでた詩があるとすれば、それをはめ込んで立派な市民歌ができあがると、私はそう考えておりますんで、何とかいま曲を募集というんじゃないけれども、もう一遍そのあつた曲を聞いていただいて、生かせるなら生かしてほしいなというのが、私の気持ちなんです。

そういうところから、一遍その曲に対して委員会の皆さんにもう一回精査していただいて、それからまた検討していただければ、私は結構だと思っておりますんで、そこら辺をお願いしていることなんです。

そういう点では、市長、どうでしょうか。委員会のほうに、残されてあった曲、これをもう一回聞いてもらって、それでもってどうかなと思うんですけれども。その辺の見解をもう一度、市長からお伺いしたいと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

まず、尾上町民歌というふうなことでございますが、名誉市民でもあり櫻田誠一先生が作曲された曲だそうで、私は聞いたことはないんですけれども。その歌が、平川市の市民歌にあうのかどうかというところが、まず一つの課題ではないかなというふうに思いますし、櫻田先生の御遺族の方がそのことをまた認識しておられるのか、了解しておられるのか、その辺のところをまだちょっと私も理解しておりませんので、まずはその辺のところ問題が一つ出てくると思います。

もう一点は、いわゆる市民歌の制定委員会のみなさんに詩のほうを制定していただいて、そして今度、曲のほうの選定のほうに入るというふうなことになっております。その中で、選定委員会の皆さんが、主体的に選考していく中であって、これは櫻田先生が書かれた尾上町民歌を候補の一つにするということであれば、それは私は御異存はありませんけれど、そのあくまでもこれは制定委員会ができて、そこで選考しているわけですから、そちらのほうにお任せしなければ、逆に私のほうから予断を与えることは、許されないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長

18番、齋藤英仁議員。

○18番

(齋藤英仁議員)

市長の口の中からも、この前に使われた尾上の町民歌だというような言葉がでますんで、ただ一般的には前に使われた尾上の町民歌だからというニュアンスでは、ちょっと私はちょっと考えなきゃいけないと思うんです。

一般的に、尾上の町民歌として使われたからというんじゃなくて、それは別個として、曲そのものなんですよ。市民歌に使われたじゃなくて、市民歌だろうが、何だろうが、つくられた曲なんですよ。その曲が市民歌として、いいか悪いかというこれを委員会の皆さん方に聞いてほしいなど。私はそう思うんです。

ということは、櫻田先生若いころから長男に生まれて、東京に出てしまっただけで、それで今度、売れたものだから、非常に売れるまでは、私、昭和30年代東京にもおりましたけれども、先生が活躍して立派な作曲家たちが競争するんですよ。歴代の名の売れた作曲家たちが競争しあって、それで勝ち抜いてヒット曲を出して、頑張りぬいて、どれだけ苦労したかわからない。そういう作品の中から、あれだけの作品を残した方なんです。そういう面の苦労は、その曲そのものの心のこもった曲なんですよね。尾上の町民歌じゃなくて、平川市の市民歌としてその曲がどうなのかということを精査すべきだろうと、私、そう思うだけなんです。

だから市長が言っているように、市長からごり押ししたらこれはだめで

す。ごり押しをするわけでもない、私もごり押しをするわけでもないんです。その曲を尾上が使ってた、使ってないじゃなくて、それを聞いて市民歌として評価できるかどうかを、せっかくなつくた委員会の皆さんですから、それを聞いていただいて、真に市民歌として心に通えるものがあるかどうか、そこら辺を考えていただけないかなということ、市長も述べるだろうし、私もそれだけなんです。

こういうものがあるから、これを使ったらどうかでなくて、市民歌を制定する上において名誉市民のつくった曲があるんだと。その曲を生かすか、生かさないか、そこら辺を委員会の皆さんに聞いてほしいんだということを私はお願いするだけなんです。市長も同じことを言っていると思うんですよ。

だから決してごり押しするわけじゃない。委員会の皆さん方にそれをもう一度精査してもらって、どうかなということ、を提案するだけありますから、それは誤解のないように、この担当の方も私はごり押しするわけでもないし、もう一遍それを市民歌としての作品を検討してもらえるかということ、もう一回検討していうことを要望するだけなんです。それだけです、あとは質問を終わります。

○議長

答弁いらない。いいですか。

○18番

(齋藤英仁議員)

18番、齋藤英仁議員。

さっき市長も委員会にごり押しするんじゃないんだと。いうことを述べていますんで、これ答弁していただいても、また同じ答えが出るものと私は思ったから、もう答弁いらないですと。

同じことが返ってくると思われるんで、私、そう思っただけなんです。私はこれで終わります。

○議長

18番、齋藤英仁議員の一般質問は終了しました。

本日の日程は全て終了しました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり、10日、11日、12日は予算特別委員会開催のため、13日は議事整理のため本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、10日、11日、12日は予算特別委員会開催のため、13日は議事整理のため本会議を休会とすることに決定しました。

次の本会議は、16日、午前10時開議としますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時32分 散会